

入札説明書

件名 仙台市水道局本庁舎電力需給

Procurement of Electricity for Sendai City Waterworks Bureau Main Building

仙台市水道局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号。以下「規程」という。）、仙台市水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市水道局規程第15号。以下「特例規程」という。）、仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--------|
| (1) 件名及び数量 | } 別記の1 |
| (2) 案件内容 | |
| (3) 履行場所 | |
| (4) 契約期間 | |

2 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限の日から開札までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の3により申請した者も含む。）
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成4年8月26日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。
- (7) 別記の2に該当すること。（別記の3により申請した者も含む。）
- (8) 別記の9の書類を提出できる者であること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添一般競争入札参加申請書に別記の9に示した書類等を添付し、別記の5に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

4 仕様書についての質問及び回答

競争入札参加希望者は、当該仕様書について、疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の6の定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所は、別記の8の(2)のとおりとする。
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限は、別記の8の(2)のとおりとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等で全て原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (10) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、本局様式の入札書及び入札金額積算内訳書を作成し、提出すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
- ア 調達サービス名（件名） **仙台市水道局本庁舎電力需給**
 - イ 入札金額（**総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額を含む）**）
 - ・ 入札金額積算内訳書（別添様式2）に基づき算出した契約希望金額を入札書に記載すること。なお、金額には消費税及び地方消費税相当額（契約期間を通じて**合計税率 10%**とする）を含むものとする。
 - ・ 入札は総額で行うが、契約は入札金額積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約となるので、入札参加者又はその代理人はそのことに留意すること。なお、予定使用電力量は、あくまでも想定であり、約束する使用電力ではない。実際の使用電力量が、予定使用量に満たない場合であっても、本局は一切責を負わない。
 - ・ 再度の入札を行う場合も、入札書に併せて入札金額積算内訳書の提出が必要となるので注意すること。
 - ・ 入札金額積算内訳書の「契約希望金額」は、入札書の金額と一致すること。なお、一致しない場合において、入札執行主務者より補正を求められたときは、入札参加者又はその代理人は、入札金額に基づいて速やかにこれを補正しなければならない。
 - ・ 入札金額積算内訳書は、返却しない。
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先は、「仙台市水道事業管理者」と記入すること。
 - オ 入札参加者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (12) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、**入札書及び入札金額積算内訳書を併せて封筒に入れ**、かつ、その封皮に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
- なお、郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし上記で示した**入札書及び入札金額積算内訳書を入れて**密封した中封筒及び一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (14) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしたものを除く。）を含めて積算した金額とすること。なお、入札時においては、**燃料調整費、電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。**
- (15) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額（契約期間を通じて合計税率 10%とする）を含めて見積もった金額）を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する金額は、仕様書に記載した契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、各々の契約希望基本料金単価に契約電力と力率による割引（割増）率を乗じて算出した額と、季節別の契約希望電力量料金単価に月毎の予定使用電力量を乗じ

て算出した額の契約期間（42 月）分を総額とし、入札金額積算内訳書の「契約希望金額」と一致すること。

- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (17) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (19) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (20) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (21) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取り止めることができる。
- (22) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (23) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (24) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。その場合、入札の執行回数は 2 回を限度とする。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

7 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第 4 条第 3 項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達サービス名（件名）及び入札金額のない入札書（「0 円」又は「無料」等の記載は入札金額の記載がないものとみなす。）
- (4) 入札参加者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達サービス名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の金額を記載した入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 本入札は、令和 2 年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、入札により決定するのは落札候補者であり、落札決定は令和 2 年度予算が発効する令和 2 年 4 月 1 日に次の(2)(3)において決定した

落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる令和 2 年度予算が成立しない場合、本件入札は無効とする。

- (2) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、規程第 10 条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

9 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責を負わない。

- (1) 「2 入札参加者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

10 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから 10 日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

11 留保条項

- (1) 本入札は、令和 2 年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定及び契約締結は、令和 2 年予算が発効する令和 2 年 4 月 1 日に行うものとし、当該調達にかかる令和 2 年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

12 契約保証金

契約保証金は免除する。

13 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 5 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

14 支払いの条件

別紙契約書案による。

15 契約条項

別紙契約書案，規程及び特例規程による。

契約書案の記載について，変更又は追記を希望する場合は，「別記6 仕様書についての質問書の提出期間，場所等」と同時に，**質疑応答書**を使用して申し出ること。質問回答と同時に，その是非を回答する。

尚，各小売事業者が定める統一約款の内容は，契約書及び仕様書に定めがない事項について協議する場合に参照し，優先するよう努めるが，仙台市との契約締結書類に統一約款そのものを含めることは認めない。

16 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 上記2の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。
- (4) この契約は，地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において，当該契約に係る歳出予算の増減又は削除があった場合は，当該契約を変更又は解除することがある。また，この変更又は解除により，受注者が損害を受けた場合であっても，本局はその損害賠償の責めを負わないものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
仙台市水道局本庁舎電力需給 3,793,400 キロワットアワー（予定）
- (2) 履行の内容等
別添「特記仕様書」のとおり
- (3) 履行場所
別添「特記仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
令和2年4月1日から令和5年9月30日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 資本金10,000千円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「その他の物品販売」で申請している者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者の資格審査

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 令和元年12月9日から令和元年12月19日 17時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)
- (2) 仙台市競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出先
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局契約課物品契約係
電話 022-214-8124

4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 令和元年12月9日から
- (2) 入手方法 仙台市水道局ホームページでダウンロードすること。
http://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2019.html

5 一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 令和元年12月9日から令和元年12月24日 17時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 提出場所 仙台市水道局企画財務課（契約係）
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留郵便で送付すること。

6 仕様書についての質問書の提出期間、場所等

- (1) 提出期間 別記5(1)に同じ
- (2) 提出場所 別記5(2)に同じ
- (3) 提出方法 別記5(3)に同じ
- (4) 回答方法 仙台市水道局企画財務課掲示板及び仙台市水道局ホームページにおいて閲覧に供する。
http://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2019.html

7 入札参加資格の審査結果通知発送予定日

令和2年1月15日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市太白区南大野田29番地の1
(担当課) 仙台市水道局企画財務課(契約係)
(調達責任者) 仙台市水道事業管理者 板橋 秀樹

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和2年1月29日 13時30分

イ 場所 仙台市水道局企画財務課入札室

※ 郵送(配達証明付き書留郵便に限る)による場合。

(ア) 受領期間 令和2年1月15日から令和2年1月28日まで

(イ) 受領期限 令和2年1月28日 17時

(ウ) 住所

(郵便番号) 982-8585

(所在地) 仙台市太白区南大野田29番地の1

(担当課) 仙台市水道局企画財務課(契約係)

9 その他

一般競争入札参加申請書に下記の書類を添付して提出すること。

- (1) 小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類(経済産業大臣からの登録通知の写し等)
- (2) 安全供給確約書(別添様式1)

10 入札時の注意事項

- (1) 入札金額積算内訳書(別添様式2)に基づき算出した契約希望金額を入札書に記載すること。
- (2) 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額(契約期間を通じて合計税率10%とする)を含むものとする。
- (4) 入札は、入札書及び入札金額積算内訳書を併せて封筒に入れて行うこと。
- (3) 入札は総額で行うが、契約は入札金額積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約となる。

注 意 事 項

[仙台市水道局本庁舎電力需給]

- ※ 一般競争入札参加資格確認通知書は再発行いたしません。
- ※ 下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますので、ご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書
2	入札説明書の別記の9で示した必要書類

○ 入札時の必要書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）
2	<u>身分を確認できるもの（免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証等。</u> ただし，すべて原本に限る。写真付名刺，健康保険証は不可）
3	委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る）
4	入札書（本局様式に限る）及び入札金額積算内訳書
5	入札用封筒（入札件名・会社名・入札年月日を記入すること）
6	再度入札等に使用する印（再度入札を行う場合）
7	再度入札に使用する入札金額積算内訳書（再度入札を行う場合）

整理番号	2	0	4	0	0	1
------	---	---	---	---	---	---

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

仙台市水道事業管理者 様

申請人住所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号

印

調達サービス名（件名） 仙台市水道局本庁舎電力需給

上記の案件に係る一般競争に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 入札説明書の別記の9で示した必要書類

連絡先 担当者氏名

電話番号

注 申請は、原則として本店の代表者名で行ってください。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。



入札書

件名 仙台市水道局本庁舎電力需給

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市水道局契約規程を守り入札します。

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市水道事業管理者

住所
会社（商店）名
入札者氏名



(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

①

委任状

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市水道事業管理者

住所

委任者

氏名

①

私は 〃 を代理人と定め、令和 年 月 日
仙台市水道局において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名 仙台市水道局本庁舎電力需給

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



入札金額積算内訳書

名称 仙台市水道局本庁舎電力需給

対象施設 仙台市太白区南大野田29番地の1 仙台市水道局本庁舎

基本料金単価(税込)	円
夏季単価(税込)	円
その他季単価(税込)	円

・契約電力： 435 kW ・力率割引： 15 %

※注：力率は100%とし、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※注：各月の計算途中は、すべての桁数を有効とし、各月の合計金額の1円未満を切捨てとする。

単価入力欄(小数第2位まで)

	(基本料金) a	力率	単価	使用実績 電力量	最大需要 電力	負荷率	購入予定 電力量	月 額 単価×購入予定電力量=b	電気料金 a+b
4月	0.00 円	100%	0.00 円	80,120 kWh	320 kW	34.8 %	80,100 kWh	0.00 円	0 円
5月	0.00 円	100%	0.00 円	77,690 kWh	346 kW	31.2 %	77,700 kWh	0.00 円	0 円
6月	0.00 円	100%	0.00 円	84,450 kWh	366 kW	32.0 %	84,500 kWh	0.00 円	0 円
7月	0.00 円	100%	0.00 円	104,110 kWh	415 kW	34.8 %	104,000 kWh	0.00 円	0 円
8月	0.00 円	100%	0.00 円	110,570 kWh	435 kW	35.3 %	111,000 kWh	0.00 円	0 円
9月	0.00 円	100%	0.00 円	92,750 kWh	390 kW	33.0 %	92,800 kWh	0.00 円	0 円
10月	0.00 円	100%	0.00 円	85,590 kWh	394 kW	30.2 %	85,600 kWh	0.00 円	0 円
11月	0.00 円	100%	0.00 円	83,320 kWh	302 kW	38.3 %	83,300 kWh	0.00 円	0 円
12月	0.00 円	100%	0.00 円	87,890 kWh	339 kW	36.0 %	87,900 kWh	0.00 円	0 円
1月	0.00 円	100%	0.00 円	93,980 kWh	370 kW	35.3 %	94,000 kWh	0.00 円	0 円
2月	0.00 円	100%	0.00 円	88,580 kWh	365 kW	33.7 %	88,600 kWh	0.00 円	0 円
3月	0.00 円	100%	0.00 円	91,550 kWh	314 kW	40.5 %	91,600 kWh	0.00 円	0 円
単年合計				1,080,600 kWh	平均負荷率	34.6 %	1,081,100 kWh	年合計額(税込) ①	0 円
4~9月 合計								半期合計額(税込) ②	0 円
契約期間 3年6ヵ月 電力使用量 合計 ③=①×3+②								契約期間合計額(税込) ③	0 円
								改め	0 円
「入札書記載額」									0 円

(別添様式 1)

安 定 供 給 確 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市水道事業管理者 様

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者 (役職・氏名)

印

私は、仙台市水道局公告 (令和元年 12 月 9 日付け) で調達する電気の供給の入札において落札者となった場合には、誠意を持って電気の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び仙台市水道局間の通常の連絡方法の他に、別の緊急時用の連絡体制を確保し、仙台市内を接続供給の供給区域とする送配電事業者及び仙台市水道局と速やかに連絡をとり、事態に対応することを確約します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調達件名 | 仙台市水道局本庁舎電力需給 |
| 2 予定使用電力量 | 3,793,400 kWh |
| 3 需給場所 | 水道局本庁舎 (事務棟及び附属棟) (仙台市太白区南大野田 29 番地の 1) |
| 4 供給期間 | 令和 2 年 4 月 1 日 0 時から令和 5 年 9 月 30 日 24 時まで |
| 5 緊急連絡体制 | 別紙 (任意様式) のとおり |
| 6 供給体制等 | 別紙 (任意様式) のとおり |

注 1 入札者が仙台市水道局を接続供給の供給区域とする送配電事業者の場合は、不要部分を二重線で削除する。

注 2 本文中の「別の緊急時用の連絡体制」とは、メンテナンス担当部門等と直接連絡がとれる体制をいい、具体的な連絡先 (電話番号) を明記するものであること。

注 3 上記 5 及び 6 に係る別紙は、任意様式とする。(同一用紙への記載で構わない。)

別紙には、事故発生時等の具体的な緊急時連絡体制、電源の所在地 (調達先)、当該電源の出力、電気の送電方法その他、安定供給を確約するうえで必要な事項を記載する。

なお、仙台市内を接続供給の供給区域とする送配電事業者については、上記 5 及び 6 に係る別紙の提出は求めない。